

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「上田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年上田市条例第8号）」、「上田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年上田市条例第10号）」、「上田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年上田市条例第36号）」、「上田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年上田市条例第37号）」、「上田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年上田市告示第55号）」、「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第51号）」、「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）」、「介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第53号）」、「介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第55号）」、「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号）」、「養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第56号）」及び「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）並びに「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日厚生労働省通知老発第222001号）」に基づき、介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が上田市（以下「市」という。）の介護保険被保険者を対象として介護サービスを提供中に事故が発生した場合の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告を必要とする事故の範囲)

第2条 事業者は、次の(1)から(7)までの場合に、市に報告を行う。

- (1) サービス提供中に、利用者が死亡に至った事故
- (2) サービス提供中に、利用者が医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

(注1) 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通して全て含まれるものとする。

(注2) 「死亡」とは、事故死亡をさし、病气死亡は報告対象外とする。ただし、病死でも死因等に疑義が生じ、利用者の家族等とトラブルになる可能性がある場合は、報告対象とする。

(注3) 「何らかの治療」には、医師の指示に基づく経過観察、保存治療も含まれるものとする。

(注4) 利用者の自己過失による事故であっても報告すること。

(3) 食中毒（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症の病原体によるものを除く。）の発生が認められた場合

(4) 次に挙げる感染症等の発生が認められた場合

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1・2・3類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症に加えて、レジオネラ症及び疥癬が発生した場合

イ 同一の感染症による又は同一の感染症若しくは食中毒によると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

ウ 同一の感染症の患者又は同一の感染症若しくは食中毒（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症の病原体によるもの。）が疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

エ イ及びウに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(5) 職員の法令違反、不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失など）

(6) その他

ア 誤薬

薬の種類や量の与薬誤り、与薬対象者の誤り、与薬もれなどが発生した場合

イ 利用者の無届による離設、行方不明

警察、消防等外部へ捜索の協力を依頼した場合

(7) その他、報告が必要と認められる事故の発生

(報告)

第3条 事業者は、第2条で定める事故が発生した場合、所要の処置（救急車の出動依頼、医師への連絡、家族等への連絡等）が終了した後、可能な限り速やかに市へ、次の各号のとおり報告するものとする。

(1) 第1報は、少なくとも事故報告書（別紙様式）内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に「ながの電子申請サービス」により提出すること。（ながの電子申請サービスによる対応が困難な事業所

に限っては、電話での報告を可能とする。)

- (2) 事業者は、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成しだい報告すること。

(報告に対する対応)

第4条 市は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資するものとする。

- 2 市は、対応が必要と判断した場合には、保険者として事業者に対する調査等を実施する。

(その他)

第5条 この要領に定めのあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。